

県北広域振興局長告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成29年11月17日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

- 1 路線名 281号
- 2 供用開始の区間 久慈市山形町川井第4地割48番127地先から戸呂町第11地割38番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成29年11月19日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県北広域振興局土木部
  - (2) 期間 平成29年11月17日から同年12月18日まで